

○燕市つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱

令和2年3月31日

告示第126号

改正 令和4年3月31日告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、労働者が育児に参加しやすくするための職場環境改善の推進に積極的な企業等をつばめ子育て応援企業として認定を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 市内に事業所又は活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人又は団体をいう。
- (2) ハッピー・パートナー企業 新潟県が定めるハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録要綱(以下「県要綱」という。)に基づき新潟県が登録した企業等をいう。
- (3) パパ・ママ子育て応援プラス認定企業 県要綱に基づきパパ・ママ子育て応援プラスの認定を受けた企業等をいう。

(認定の種類及び要件)

第3条 つばめ子育て応援企業の認定の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市内のパパ・ママ子育て応援プラス認定企業であること。
- (2) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(認定の申請)

第4条 前条に規定する認定を受けようとする企業等(以下「申請企業」という。)は、つばめ子育て応援企業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ハッピー・パートナー企業登録証の写し
- (2) ハッピー・パートナー企業登録等応募用紙の写し

(3) 会社概要

(4) その他市長が必要と認める書類

(認定決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の内容を審査し、認定することが適当と認めたときは、申請企業に対し、つばめ子育て応援企業認定証(様式第2号)を交付するとともに、市のホームページ等で公表するものとする。

2 前項の規定による認定証の交付を受けた企業(以下「認定企業」という。)は、燕市が交付するつばめ子育て応援企業認定マーク(別表)を認定企業が発行する印刷物等に表示することができる。

(認定変更)

第6条 認定企業は、企業等の名称又は所在地等に変更があった場合は、速やかにつばめ子育て応援企業認定証内容変更届(様式第3号。以下「内容変更届」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 認定企業は、企業等の代表者又は申請担当者若しくはその他の情報に変更があった場合は、速やかにつばめ子育て応援企業認定情報変更届(様式第4号。以下「情報変更届」という。)を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、内容変更届又は情報変更届を提出した企業等に対して、変更内容を確認するための資料の提出を求めることができる。

4 市長は、提出を受けた内容変更届又は情報変更届の内容を確認したときは、再交付年月日を明記したつばめ子育て応援企業認定証(変更)(様式第5号)を交付するものとする。

(認定証の再発行)

第7条 認定企業が、つばめ子育て応援企業認定証又はつばめ子育て応援企業認定証(変更)(以下「認定証」という。)を紛失した場合で、再発行を希望する場合は、つばめ子育て応援企業認定証再発行依頼書(様式第6号。以下「再発行依頼書」という。)により市長に依頼するものとする。

2 市長は、前項の再発行依頼書の提出を受けたときは、内容を確認した上

で、認定証を再発行するものとする。

(廃業等の届出)

第8条 認定企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、つばめ子育て  
応援企業に係る廃業等届(様式第7号)を市長に提出し、認定証を返納しな  
ければならない。

- (1) 認定企業が廃業したとき。
- (2) 認定企業が合併その他の事由により消滅、又は解散したとき。
- (3) 認定を取りやめるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録要件を満たさなくなったとき。

(認定企業への支援)

第9条 市長は、次に掲げる措置等により認定企業への支援に努めるものと  
する。

- (1) 子育て応援に積極的に取り組む企業等として広報すること。
- (2) 子育て応援に関連する情報を提供すること。

(取組の確認)

第10条 市長は、認定企業に対し、県要綱の登録及び認定に係る取組の実施  
を確認するための資料の提出を求めることができる。

2 市長は、認定企業に対し、訪問調査等により、随時、前項の取組の実施  
状況の確認を行うことができる。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定企業が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定  
を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する認定の要件を満たさないとき。
- (2) 前条に規定する取組の確認ができないとき。
- (3) 虚偽の内容を記載した資料を提出したとき。
- (4) 明らかに本制度の趣旨に反し、認定を継続することが適当でないとし  
市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、つばめ子育て応援  
企業認定取消通知書(様式第8号)により、当該企業等に通知するものとす

る。

- 3 第1項の規定により認定を取り消された企業等は、遅滞なく市長に認定証を返納しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の燕市つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提出された申請に係る認定について適用し、この告示の施行日前に提出された申請に係る認定については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

